

|  |  |
| --- | --- |
| 参照 | 指定教科書・六法・授業ノート  ※それ以外の参照禁止 |

東京理科大学

**後 学 期 末 試 験 問 題**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 試　　験　　科　　目 | 授業曜日・時限 | 令和５年　12月　20日　４時限（12月27日提出） | | |
| 日本国憲法 | 水４時限 | 出題者 | 石塚　壮太郎 |  |

|  |
| --- |
| 問１　次の問いに答えなさい。（配点40）   1. 基本的人権の3つの構成要素のうち、権利内容以外の2つは何か。〔10点〕   権利主体、権利義務者   1. その2つの構成要素は、原則として具体的に何か。〔10点〕   権利主体、これは権利が保障されるべき個人や集団を指します。人権においては、あらゆる人間がその権利の主体となります。  権利義務者、これは権利を尊重し、保護し、実現する責任を負う個人や組織を指します。具体的には、国や国会が個人の権利を侵害から保護するために行動することが含まれます。   1. 人権と憲法上の権利、及びその違いについて述べよ。〔20点〕   人権とは人間が生まれながらにして持っている基本的権利と自由のことを指しており、憲法上の権利とは特定の国の憲法に明記された法的権利と自由である。人権と憲法上の権利の違いは人権は人間の生まれながらにして持っている権利のため普遍的な概念であり適用範囲は特定の地域に限定されないが、憲法上の権利は各国ごとの憲法に基づく特定の法的規定のためその適用範囲はその国限定であるという違いがあります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 採点 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 先進工学部  マテリアル創成工学科 | １年 | 学生  番号 | 8223036 | ふりがな | くりやまあつし |
| 氏　名 | 栗山淳 |

|  |
| --- |
| 問２　講義中に扱われたテーマ及び論点を自ら選択し、講義に即して説明しなさい。  そのうえで、自らの意見・疑問点・感想を述べなさい。（配点60）  憲法改正に関する講義では、硬性憲法と軟性憲法の特性や、これが日本とアメリカにおける憲法改正のプロセスや立場に与える影響に焦点が当てられました。硬性憲法は改正が難しく、歴史や国家のアイデンティティに固執しやすい一方で、軟性憲法は社会の変化に柔軟に対応でき、時代の要請に即座に対応可能です。日本では憲法改正が非常に難しく、改憲派と護憲派の対立が存在しています。憲法改正には3分の2以上の議員賛成と国民の過半数の賛成が必要であり、厳格な手続きが求められています。アメリカでは、保守派とリベラル派が政治的な潮流に応じて憲法解釈を巡り対立しており、憲法改正は3分の2以上の議員賛成と4分の3以上の州の承認が必要ですが、アメリカはこれまでに6回も憲法改正を行っています。個人的には、日本の憲法改正が難しい理由には歴史的な経緯や国家のアイデンティティへの慎重なアプローチがある一方で、アメリカの柔軟な憲法改正は政治的な潮流や社会の変化に迅速に対応できるメリットがあると感じました。また、日本国内で硬性憲法下で改憲派と護憲派の対立が続く中、国民の多様な意見が如何に反映され、より平等で先進的な社会に向けた議論が求められると思いました。  以上（解答は2ページ以内）  【講義全体及び視聴動画についての感想等】  講義の中で教授の質問に答える場面があって積極的に授業に取り組めた気がします。 |